

保健所における健康づくり推進事業	
北多摩南部保健医療圏 多摩府中保健所	
実施年度	開始 平成18年度、 終了（予定） 平成20年度
背景	国：「健康増進法」による国民の健康増進の総合的推進（平成15年5月施行） 都：東京都健康推進プラン後期5か年戦略の策定（平成18年3月） 市：「健康日本21の地方計画」の策定（平成19年3月現在、圏域6市中5市が済） 多摩府中保健所：課題別地域保健医療推進プラン「健康日本21 地方計画策定のための支援体制整備」の実施（平成15～17年度）
目標	大目標：各市の状況に応じた「健康づくり」の推進 事業目標： 1 圏域内の生活習慣病を中心とする地域診断の方法と、その結果を施策に反映できる仕組み（仮称：地域診断システム）の整備 2 各市の状況に応じた支援ができるよう保健所機能の整備と強化を図る 平成19年度事業目標： 生活習慣病対策を中心とする保健施策に役立つデータを機能的・継続的に収集・分析・活用できる体制・仕組みの整備・強化
事業内容	1 「聞き取り」の実施：圏域6市の保健衛生主管課等から、各市の生活習慣病予防に関わる事業の取組と課題について聞き取りを行う。 （1）健康日本21 地方計画の進捗状況 （2）生活習慣病に関するデータの蓄積・管理・活用状況 （3）ポピュレーションアプローチのための他部署との連携 （4）特定健診・特定保健指導の実施に向けた進行状況 （5）職域保健（青壮年層）との連携やデータ把握について 2 「事業事例勉強会」を実施：事業で扱う身近なデータを分析しながら、各市の情報交換を行い、事業における健康課題の抽出やねらいを明らかにし事業推進にデータを活用する。 3 職域保健（青壮年層）と地域保健の連携に伴う課題を整理 （1）「心の健康づくり事業」（モデル事業）を継続し、地域産業保健センターと連動して調布市で実施 （2）職域保健（青壮年層）の健康管理体制等に関わる情報収集
評価	1 圏域内の生活習慣病を中心とする地域診断の方法とその結果を施策に反映できる仕組み（仮称：地域診断システム）の整備について ・ 18年度から2年間「聞き取り」と「事業事例勉強会」を柱に各市の生活習慣病予防に関わる事業（がん検診、特定健診・特定保健指導等）を見てきたことで、各市で勉強会のポイントを活かした具体的な取組や、データの活用が少しずつ進んできている。 ・ 「聞き取り」や「事業事例勉強会」では、各市の事業担当の保健師や事務職が複数参加し、また、都健康推進課や健康安全研究センター疫学情報室の職員、学識、保健所職員の参加により、ネットワーク体制づくりの基盤ができた。 2 各市の状況に応じた支援ができるような保健所機能の整備と強化 ・ 広域的な現状把握や、圏域・都のデータを収集しやすい保健所と、住民のニーズが把握できる市の機能を活かし、勉強会における情報交換を行うなかで、協働した取組の方向性が見えてきた。 ・ 職域保健（青壮年層）と地域保健の連携には、双方を結びつける試みが必要であり、「心の健康づくり事業」ではその一端が担えた。
問い合わせ先	多摩府中保健所 企画調整課 企画調整係 電 話 042-362-2334 ファクシミリ 042-360-2144 E-mail S0000348@section.metro.tokyo.jp

1 事業の概要

◇ 背景

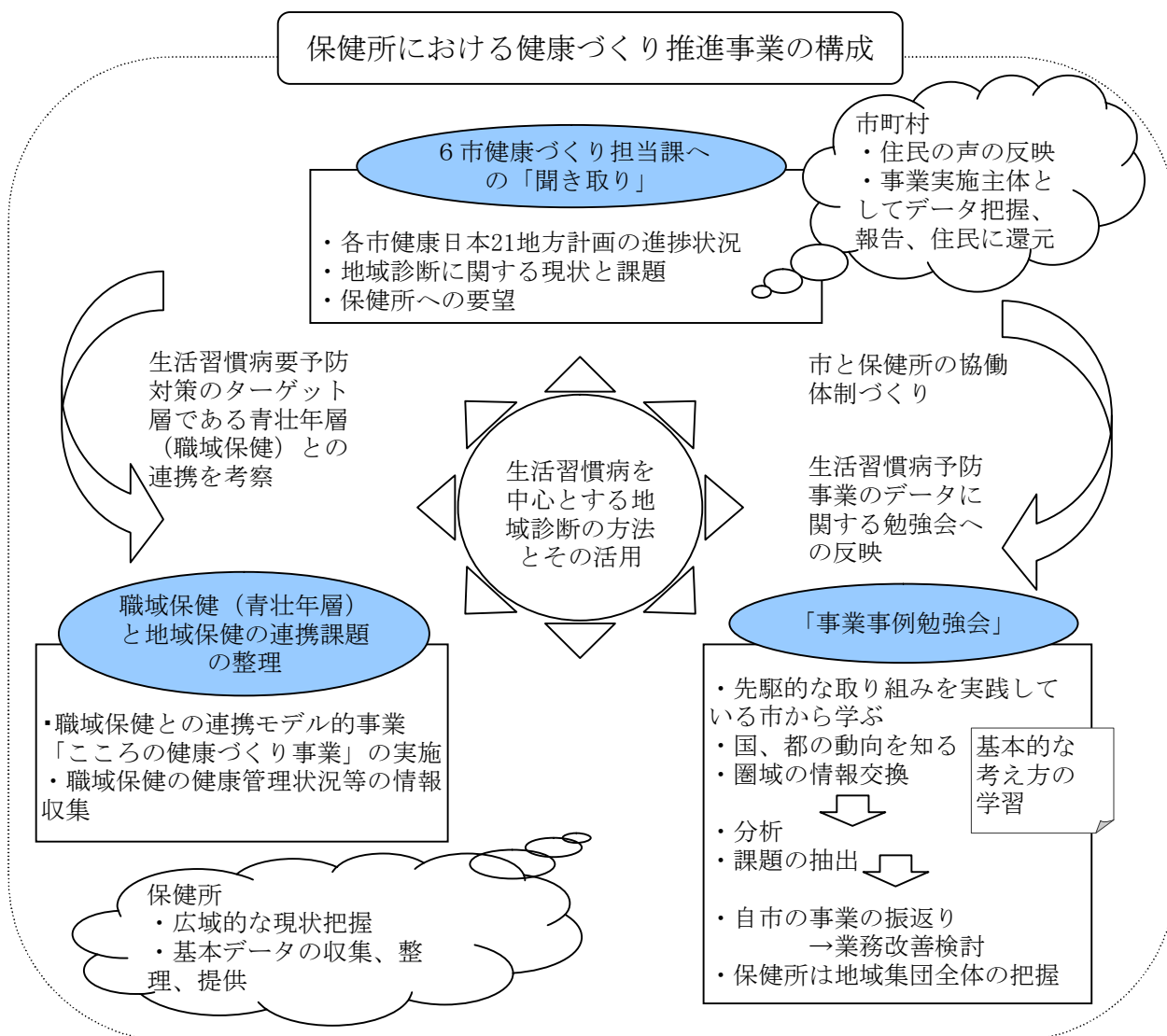
- ・都民のQOL向上のための健康づくり施策として、各市で「健康日本21の地方計画」の策定が目指され、多摩府中保健所では策定推進に向け、平成15～17年度課題別地域保健医療推進プラン「健康日本21地方計画策定のための支援体制整備」を実施した。今後も計画の進捗状況や評価について保健所が把握する必要がある。
- ・都における健康づくり運動を総合的に推進するための指針「東京都健康推進プラン」が平成13年に策定され、さらに、健康課題を浮き彫りにした「後期5か年戦略」として平成18年3月に改定された。
- ・「医療制度改革」による特定健診・特定保健指導が20年度から開始となり、さらなる現状把握の体制整備や、関係部署間の連携が必要になっている。

◇ 大目標

各市の状況に応じた「健康づくり」の推進
(地域の健康課題を知り、根拠に基づく生活習慣病対策が必要)

◇ 事業目標

- 1 圏域内の生活習慣病を中心とする地域診断の方法とその結果を施策に反映できる仕組みの整備
- 2 各市の状況に応じた支援ができるよう保健所機能の整備と強化を図る



2 事業内容

(1) 圏域内6市の健康づくり担当部署に「聞き取り」を実施

健康づくり事業の実施主体である圏域6市に、生活習慣病対策に関わる事業の実施状況や課題について事業担当者等から聞き取りを行った。また、地域診断の根拠となる事業のデータの収集、蓄積、分析状況を聞いた。これにより各市の状況に応じた課題を考察する機会となり、また市と保健所が課題を共有することで協働体制のきっかけ作りができた。

18年度は事業の効果を見るために事後の「聞き取り」も行い、19年度の計画に反映させた。

	【聞き取り項目】	【聞き取りの結果】
平成18年度	1) 健康日本21地方計画の評価	・計画を進行管理する組織体制が機能していない。 ・計画に具体的な指標がなく日常業務との乖離がある。
	2) 生活習慣病に関するデータの蓄積・管理状況	・蓄積、管理状況は6市6様である。 ・受診勧奨、結果通知作業も含めた作業が膨大
	3) 生活習慣病に関するデータの分析・活用	・老人保健事業報告など定例報告のための集計にとどまり、分析や活用が進まない。
	4) 健康主管課以外の連携	・連携の必要性は感じているが、実際はやっていないことが多い。
	5) 手持ちデータで明らかにしたいこと	・データをどう使えば効果的かイメージができない。 ・医療費分析、がん検診、保健師の地区活動
平成19年度	1) 健康日本21地方計画の評価	・評価会議を実施した市は評価指標の検討を行なった。評価会議の実施や評価指標設定はこれからの市が多い。
	2) 生活習慣病に関するデータの蓄積・管理状況	・今年度システム管理する1市を含めシステム管理しているのは5市。5年分の基本健診データを蓄積できる市は4市。健診全体の経年変化を見られる市は3市。
	3) 生活習慣病に関するデータの分析・活用	・健康教育や普及啓発にがん検診のデータを活用する市が増えた。
	4) 庁内部署との連携(ポピュレーションアプローチに必要なデータ把握)	・他部署とはデータのやりとりができるまでは連携がされていない。
	5) 特定健診・特定保健指導の実施体制	・基本健診データを特定健診・特定保健指導の階層化に活用したり、医療費分析を始めた市もある。
	6) 青壮年層(職域保健)が持っているデータの把握	・産業部門の担当課との情報交換は殆どなく、職域保健に関するデータの把握はない。
	7) 手持ちデータで明らかにしたいこと	・蓄積されていくデータの分析や効果的な活用 ・データの処理・加工の方法、データの見方や資料作り

(2) 事業事例勉強会の実施

聞き取りから各市に共通する課題として、健診データ等の保健統計の扱いが整備されていないことがわかり、18年度は保健衛生データの活用意義を具体的な事業を通して勉強した。これにより、業務の改善に役立てた市も多くデータ活用の意識が高まった。19年度は、実際にデータを扱う勉強会を行い、グラフに慣れデータ活用が進むことを目指した。

	【事業事例勉強会のテーマ】	【内 容】
平成18年度	第1回 「聞き取り内容、現状の課題を共有」「データ活用」の導入	・身近なデータを概観 ・データ管理の体制整備
	第2回 「がん検診データ」を分析し施策化するためには	・乳がん検診データから業務改善のポイントを見る。 ・なぜ、誰に、どこで、いつ、どうやって
	第3回 「がん検診の普及啓発」先駆的な取り組み事例から学ぶ	・立川市の取組から学ぶ。 ・行政の説明責任：データを使った効果的な広報
	第4回 20年度医療制度改革に向け「基本健診」の現状を知る	・よりよい健診体制のために今やるべきことを考察 ・基本健診結果の分析方法：立川市モデルを学習
	第5回 20年度医療制度改革に向け「国保医療費」の現状を知る	・国保医療費の現状 ・医療費分析の考え方・流れ・医学的意味
平成19年度	第1回 「特定健診・特定保健指導」のねらい・実施計画作りの階層化	・立川市の健康づくり事業の分析から学ぶ。 ・特定健診・特定保健指導準備で今やるべきこと。
	第2回 「がん検診データ」からのグラフ作りの演習と分析の実際	・市毎に「乳がん結果入力シート」によるパソコン演習 ・グラフから見えるがん検診事業の課題抽出
	第3回 「がん検診精度管理事業」のデータから地域を見る	・データの見方とそのポイント：地域診断の必要性 ・5がん検診結果シートからの各市の課題整理

(3) 職域保健（青壮年層）と地域保健の連携に伴う課題を整理

生涯を通じた健康づくりを支援するためには、生活習慣病予防対策のターゲット層である青壮年層への働きかけが大切である。これには職域保健と地域保健との連携した支援体制が組めると効果的であるが、市の聞き取りでは職域層へアプローチするきっかけが殆どない現状があった。

今年度は、地域保健と職域保健が連携する試みや、産業分野からの情報収集、実態把握を行ない、地域のなかの職域保健として今後の取り組み方を考えた。

◇「心の健康づくり」を通じた職域保健と地域保健との連携の実例

平成18年度に実施した中小企業のこころの健康づくり事業(単年度事業)を、平成19年度は課題別の中で調布市健康推進課と連動した形で新たな展開を試みた。

【実施内容】

① 中小企業への出前健康ミニ講座の実施

実施企業：2企業

- ・多摩東部地域産業保健センターの産業医によるストレス対処法の講演（2企業で実施）
- ・調布市保健センター保健師による乳がん自己チェック方法の紹介（1企業で実施）
- ・中小企業が活用できる調布市の健康づくり事業の紹介（1企業で実施）

② 中小企業従業員へのストレスチェックシートを用いたセルフチェックの実施

18年度の成果物であるストレスに関するセルフチェックシートを使用

実施企業：5企業

- ・出前健康ミニ講座の中で従業員に実施し、保健師が結果の見方を説明をした。（2企業で実施）
- ・多摩東部地域産業保健センターの保健師を介して実施（3企業で実施）

◇職域保健（青壮年層）の健康管理体制に関わる情報収集

【実施内容】

① データ分析

- ・圏域の就業者の状況（国勢調査）
- ・労働者健康調査（厚労省）等

② 地域・職域連携事業研修会

- ・産業保健の基礎知識と地域産業保健センターの取組、情報交換

③ 圏域内の資源の把握(聞き取り、地域・職域連携分科会等)

三鷹労働基準監督署、多摩東部地域産業保健センター、三鷹市商工会、中小企業市経済産業課・人事課・保健衛生主管課 等

3 まとめと次年度への課題

【まとめ】

- (1) 医療制度改革に伴い老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改正され、生活習慣病予防の健診が充実されるなか、他の健診事業や保健事業との体制整備や他部署との連携がますます必要になってきている。
- (2) 保健衛生統計の活用意義が理解されるなかで、日常業務で扱うデータを効果的に収集・蓄積し分析・活用する意識が高まってきているが、時間の余裕がなく進まない現状がある。
- (3) 事業計画や評価を行う際の地域の実態把握が十分でなく、問題の抽出や”ねらい”を焦点化することが難しい。
- (4) 健康づくり事業のなかで、データ活用が継続した取組となり、担当者が替わっても積みあがるためには工夫が必要である。
- (5) 職域保健と地域保健との連携には多くの課題があるが、双方の協働した取組を積み重ねながら、職域保健の情報を集め地域全体を見る必要がある。

【次年度の方向性】

- 生活習慣病予防対策を中心とする保健施策に役立つデータを機能的・継続的に収集・分析・活用できる「地域診断シート（仮称）」を市と保健所が協働して作成する。
- 地域診断シートを活用した事業事例勉強会が、市と保健所による継続した取組となるよう体制整備していく。
- 職域保健（青壮年層）と地域保健の連携づくりについては、こころの健康づくりを継続するとともに、メタボリックシンドローム予防等、生活習慣病予防についても取組を広げて行く。

児童虐待の予防対策における保健所及び市の基盤整備事業

北多摩南部保健医療圏 多摩府中保健所

実施年度	開始 平成17年度、 終了 平成19年度
背景	平成17年12月に報告された「児童虐待の実態Ⅱ―輝かせよう子どもの未来、育てよう地域のネットワーク」によれば、東京都の児童相談所に寄せられた児童虐待相談は、平成15年度は2,481件であったものが、平成16年度では3,019件に増加し、虐待者の47.3%は人格障害等の問題を有する状況であった。平成16年度に実施した多摩府中保健所における虐待相談の分析では、各関係機関から事例の相談が寄せられており、その79.5%に虐待者の精神疾患が有り、専門的な支援を求められていた。 一方、虐待対策においては、発生予防、早期発見・早期対応、保護・支援を柱とした施策が展開されている。特に、発生予防の展開では、保健機関が実施している母子保健事業を通して、虐待リスクを有する家庭を早期に発見し対応する取組が進んでいる。現在、管内の各市においても様々な取組が行われている状況であり、保健所は管内市町村のレベルアップを図る為に市町村への支援強化が求められている。
目標	＜計画全体の目標＞ 保健所の相談体制の強化及び管内市の支援をととして虐待予防対策への強化を図る。 ＜平成19年度の目標＞ 1 所内の検討体制の整備・事例検討の活用により保健所の虐待予防対応の体制を強化する。 2 市の母子保健事業における虐待予防対策の取組を支援する。
事業内容	1 保健所体制の整備 事例検討会の実施による援助視点・技術の抽出・分析の検討 (月1回の実施、スーパーバイザーによる助言・質的研究の実施) 2 市支援の強化 狛江市母子保健事業の見直し支援および管内6市の相互交流の促進 (平成18年11月～平成19年1月の乳児健診での「子どもの虐待予防スクリーニングシステム(南多摩保健所方式)」試行及び分析)
評価	1 保健所体制の整備 平成17年度は、上半期において所内担当係での課題及び方向性の共有を基盤に、日常の支援技術及び組織的対応の課題を検討し、虐待関連事例に関する定例の事例検討会での検討を核にして、保健師の支援体制の強化を進めてきた。平成18年度は、11事例の事例検討を実施し、保健師の援助技術の向上がみられた。その結果、援助技術の抽出について検討し、平成19年度では質的研究手法を活用してのまとめを行い、「保健師の対応の手引き」を作成した。今後、研修等での活用を検討している。 2 市支援の強化 母子保健対策における虐待予防強化について、6市を対象とした研修会や連絡会と連動しながら、母子保健事業の見直しの時期にあった狛江市を中心に支援に取り組んできた。その結果、狛江市の乳児健診において、「子どもの虐待予防スクリーニングシステム(南多摩保健所方式)」の試行を実施し、年間出生数の25%の子育て家庭の情報を収集することができた。この分析の結果、①母の気持ちを聴く体制としての乳児健診の見直し②一貫した情報管理と記録の整備③保健師の地区活動のスキルアップ④母子保健サービスと子育て支援サービスの調整の4つの課題が抽出された。今後はこの課題に向けての実施を行っていくこととなった。
問い合わせ先	多摩府中保健所 保健対策課 地域保健第一係 電話 042-362-2334 ファクシミリ 042-360-2144 E-mail S0200168@section.metro.tokyo.jp

事業名:「児童虐待の予防対策における保健所及び市の基盤整備事業」H19 年度報告

1 事業の取組の背景

(1) 保健所にとっての対策上の課題の抽出

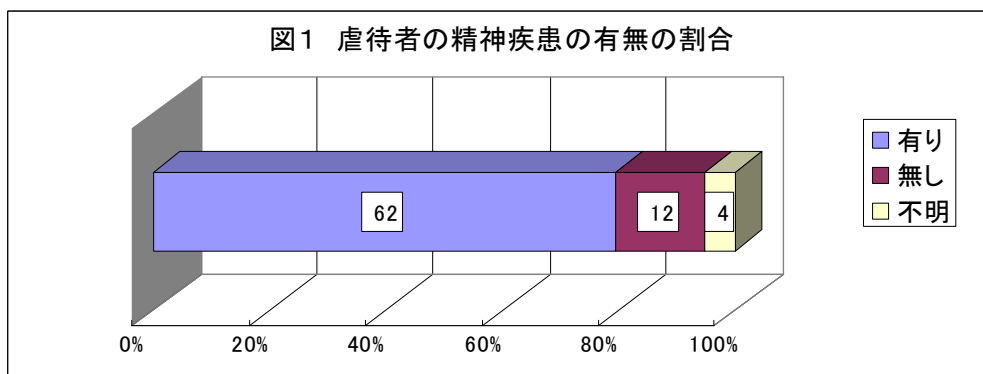
(平成16年度多摩府中保健所保健所にて実施した虐待ケース調査から)

(ア) 対象と方法

- ① 対象:平成 15 年度引き継ぎおよび平成 16 年 4 月以降相談のあった児童虐待ケース(疑い含む)として保健師から回答にあった78件(世帯)。
- ② 方法:保健師へのアンケート調査
- ③ 調査期間:平成 16 年 9 月から 10 月

(イ) 調査結果

- ① 被虐待児の年齢は、幼児 37 件(47.7%)が最も多く、小学生 26 件、中学生以上 9 件であった。
- ② 虐待の種類では、複数回答でネグレクト 51 件(65.4%)が多く、心理的虐待 33 件(42.3%)、身体的虐待 27 件(34.6%)、性的虐待 1 件(1.3%)であった。
- ③ 虐待者の精神疾患の有無について見ると、有り 62 件(79.5%)、無し 12 件(15.4%)、不明 4 件(5.1%)と精神保健領域の問題を持つ事例が多く、保健所の精神保健対策への期待が伺われる。(図 1)。
- ④ 相談経路では、市の健康課などの保健機関や子育て支援課などの福祉機関など多岐にわたっていた。



精神疾患(疑い含む)の内訳は、アルコール依存症等の「精神作用物質による精神および行動の障害」15 件(19.2%)、「統合失調症」12 件(15.4%)、「人格および行動の障害」11 件(14.1%)、うつ病等の「気分障害」9 件(11.5%)の他、神経症性障害や行動および情緒の障害等があった。

(2) 保健所の機能強化のために

①専門的支援の強化(保健所の相談体制の強化→保健師のスキルアップ)

平成 17 年 12 月に報告された「児童虐待の実態Ⅱ一輝かせよう子どもの未来、育てよう地域のネットワーク」によれば、東京都の児童相談所に寄せられた児童虐待相談は、平成 15 年度は 2,481 件であったものが、平成 16 年度では 3,019 件に増加し、虐待者の 47.3%は人格障害等の問題を有する状況であった。平成16年度に実施した多摩府中保健所における虐待相談の分析では、各関係機関から事例の相談が寄せられており、その75%に虐待者の精神疾患を有し、その専門的な支援を求められていた。

②市町村支援(管内の母子保健事業の推進)

虐待対策において、発生予防、早期発見・早期対応、保護・支援を柱とした施策が展開されている。特に、発生予防の展開では、保健機関が実施している母子保健事業を通して、虐待リスクを有した家庭を早期に発見し対応することの取組が進んでいる。現在、管内の各市町村においても様々な取組が行われている状況である。保健所は管内市町村のレベルアップを図る為に市町村支援強化することが求められている。

2 事業の概要

(1) 事業目的

子どもの健やかに育つ地域づくりを目指し、保健所の相談体制整備及び市の母子保健事業の支援強化を実施し、地域における児童虐待予防対策を充実する。

(2) 事業内容

①専門的支援の強化(保健所の相談体制の強化→保健師のスキルアップ)

事例検討会の実施による援助視点・技術の抽出の検討

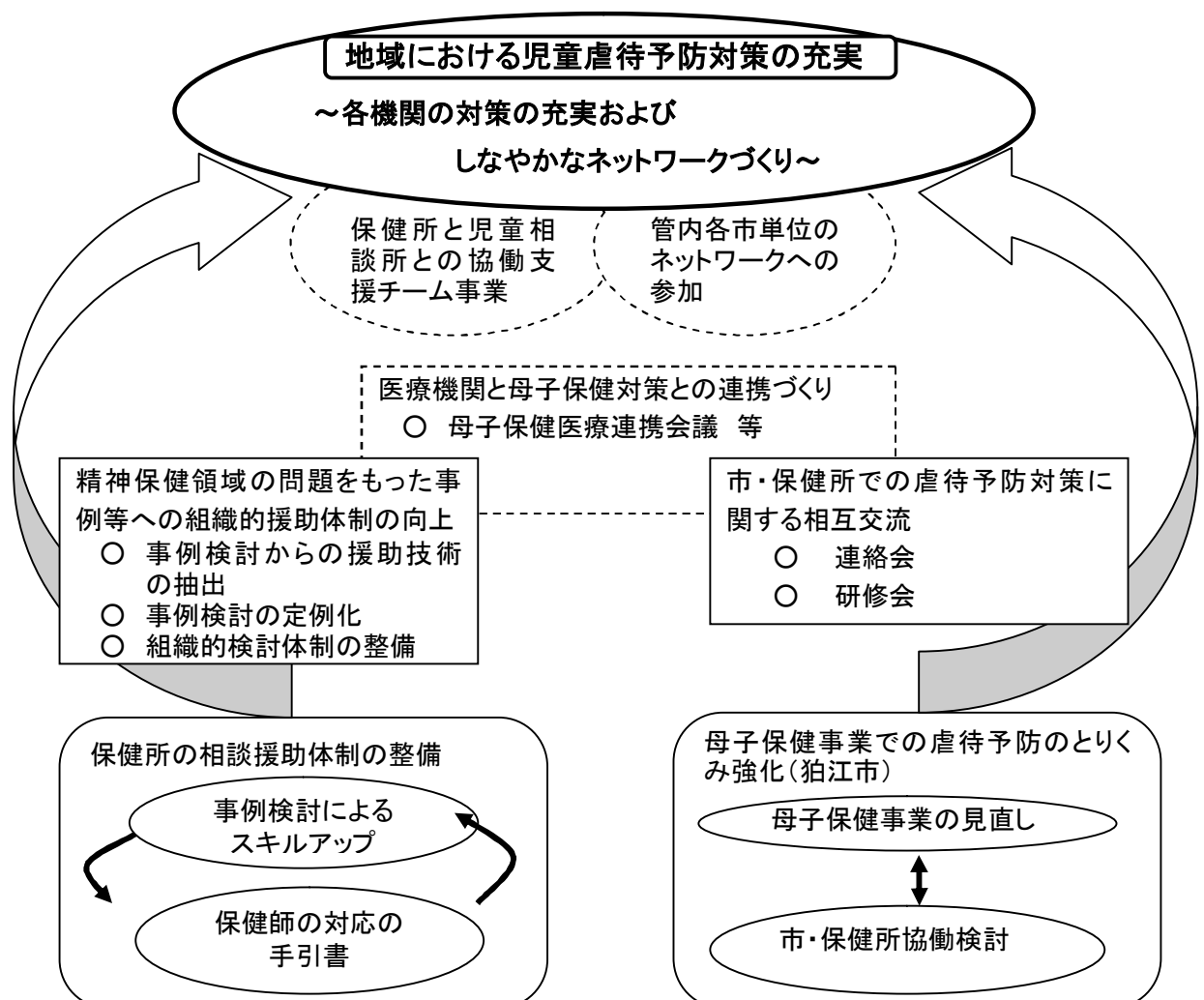
(月1回の実施・スーパーバイザーによる助言・質的研究の実施)

②市町村支援(管内の母子保健事業の推進)

狛江市母子保健事業の見直し支援および管内6市の相互交流の促進

(平成18年11月～平成19年1月の健診での南多摩保健所の虐待予防システムの試行の実施及び分析)

図2 事業の構成



3 実施結果

(1) 専門的支援の強化(保健所の相談体制の強化→保健師のスキルアップ)

①事例検討会の実施

平成 17 年度 保健師事例検討会:10月より月 1 回の定例で実施。 実 6/延 7

平成 18 年度 保健師事例検討会:4月より月 1 回の定例で実施。 実延ともに 11 事例

平成 19 年度 弁護士事例検討会:3回実施 実3/延 4

②事例検討会の分析(質的研究による分析)

事例検討から分析する保健師の専門性について～虐待事例の対応を通して～

1 はじめに

現在、子ども虐待への対応の必要性が叫ばれ、各自治体でも対策が執られている。虐待問題は多くの問題を抱え、その複雑性から、すぐに解決できることが難しく、多くの機関で関わる必要がある。その中でも、保健所は専門的支援、特に精神保健分野の支援が求められており、また、市町村支援として、市関係者との協働支援機関が多くなっている。

そこで、保健所に相談が入った事例から、保健師の特性やその支援について明確にし、人材育成に生かすことで、虐待対策の向上を図るものである。

2 リサーチクエッション

保健師による子ども虐待への援助とは、その視点と援助方法の特性を知る。

3 研究方法

(1)対象とする素材

虐待事例4例を対象として、保健所保健師による虐待事例援助に関する検討会(ケース検討会)の討議を通して、保健師によるスーパービジョンの実際について分析を行った。

(2)方法

事例検討会における討議内容を音声記録から逐語録を作成し、逐語録を基に質的分析を行った。質的分析は、記述の中から、リサーチクエッションに沿った文脈を抽出し、これを概念として抽象化した。この概念から、表現やその意味内容が類似または目的が同じである事柄を、帰納的に分類・抽象化し、カテゴリー化した。さらに、保健師の援助方法の特性から、サブカテゴリー、コアカテゴリーを用いて図解化した。

4 結果

(1)対象の背景

4 事例の家族状況は、母子家庭(乳児、中学生)が2事例、両親と子ども(小学生)が 2 事例であった。4 事例に母親が精神疾患にあるまたはある可能性が高かった。その疾患も薬物依存症、統合失調症などで、精神科医療につながっている事例は 1 事例のみであった。また、家族に DV、アルコール依存症、統合失調症があるなど、家族機能問題があった。4 事例ともに、問題の解決がされず、市、学校、子ども家庭支援センターなど多くの関係機関が関わり、ケア会議(ネットワークミーティング)を重ねている事例であった。

(2)抽出された結果

抽出された5つのコアカテゴリーは【過去と現在の情報から家族の織り成す物語を作る】
【多様な保健師の活動特性を活かす】
【ネットワークを有効に活かす】
【保健師活動に必要な知識】
【専門職としてスキルアップへの行動】であった。

(2) 市町村支援(管内の母子保健事業の推進)

狛江市の母子保健事業の見直しの支援(南多摩保健所虐待予防システムの試行)

平成17年度
(準備期)

平成17年9月より、狛江市担当保健師及び虐待 PT と協同支援体制にて支援開始

事業企画:資料提供など事業についての打合せ

体制整備:市・保健所間で共同での対応のための調整

研修開催:2回の研修の実施



乳幼児健診での「南多摩保健所虐待予防システム」の試行を決定

平成18年3月～5月

南多摩保健所子育てアンケートのプレ実施

平成18年度
(実施期)

乳幼児健診での「南多摩保健所虐待予防システム」の試行に向けて

5月～7月 市との協働打合せ(2回)

8月～ システムの導入に向けての検討のため乳幼児健診の見学(3回)

9月 乳幼児健診のスタッフへの研修

11月～1月(月に1回の実施)

乳幼児健診での子育てアンケートの導入

11月～3月 虐待予防検討会の実施(11回)

南多摩保健所虐待予防システムの試行により、年間出生数の約25%の子育て家庭の情報を得ることができた。

平成19年度
(分析期)

課題の抽出

課題1 母親の気持ちを聞く体制をもつ乳幼児健診の見直しの必要性

→母親の気持ちを聞く体制のある乳幼児健診をめざして、乳幼児健診を月1回から2回への増加した

課題2 一貫した情報管理と記録の整備

→当初からこの課題に対しての問題意識が高かったが、今回の対応では結果を出すことができず、課題の抽出に留まった。来年度以降に検討を行なうことになった。

課題3 保健師の地区活動のスキルアップの必要性

→この事業を通して、事例検討会を開催し、各保健師が事例検討を行なった。その結果、事例の見方や対応のヒントを得るなど、事例を支援する上でスキルアップされている。実施:計4回

課題4 母子保健サービスと子育て支援サービスの調整

→子ども家庭支援センターの職員とのサービス調整会議を行なった。その結果、保健師がその専門的な活動を通して行なうことができるサービスの必要性を確認。今後は現存するグループを地域の子育て家庭の状況に合わせたグループに修正することになった。